

千葉県社会福祉センター 指定管理者募集要項

令和 7 年 7 月

千葉県健康福祉部健康福祉指導課

目 次

1	対象施設の概要	1
2	指定管理者の業務の範囲	2
3	業務の基準	2
4	指定の期間	3
5	応募	3
6	提出書類	4
7	管理運営経費等	5
8	質問事項の受付	6
9	現地説明会の実施	6
10	申請書提出先及び提出期間	6
11	選定方法	6
12	申請に要する経費	7
13	無効又は失格	7
14	選定結果	7
15	指定管理者の決定及び協定	7
16	スケジュール	7
17	その他	7
別記 1	千葉県社会福祉センターの収支状況	8
別記 2	危険負担表	9
別記 3	千葉県社会福祉センター指定管理者審査基準	10
資料 1	千葉県社会福祉センター設置管理条例	13
資料 2	千葉県社会福祉センター管理規則	19

千葉県社会福祉センター指定管理者募集要項

千葉県では、千葉県社会福祉センターの設置目的である「本県の社会福祉の増進」を効果的・効率的に達成し、県民サービスの向上に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び千葉県社会福祉センター設置管理条例（令和3年条例第34号）第4条に規定する施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

本募集要項は、千葉県社会福祉センターの指定管理者の公募を行うために必要な手続き等を定めたものです。なお、業務の内容等については、本募集要項に併せて配布する別冊「千葉県社会福祉センター管理業務仕様書」を参照してください。

1 対象施設の概要

（1）名 称

千葉県社会福祉センター（以下、「社会福祉センター」という。）

（2）所在地

千葉県千葉市中央区千葉港4番5号

（3）施設の役割・機能

- 福祉関係団体の活動拠点 ○ 県民の地域福祉活動促進の拠点
- 福祉人材養成・確保の拠点 ○ 災害時の福祉的支援の拠点

（4）施設概要

鉄骨造5階建て

敷地面積：2646.64㎡

延床面積：5398.50㎡（その他附属棟 車庫 128.04㎡、受水槽 6.00㎡）
うち行政財産使用許可部分 1468.48㎡

◇施設構成

社会福祉センター		5,398.50㎡
4,5階	福祉関係団体事務室	1,468.48㎡
	相談室 6室	52.46㎡
2,3階	研修室4室、会議室5室	1,117.84㎡
	講師控室4室、更衣室2室、研修室倉庫	108.39㎡
1階	福祉情報センター	33.38㎡
	千葉県福祉人材センター、ちば保育士・保育所支援センター、外国人介護人材支援センター	146.93㎡
	千葉県ボランティア・市民活動センター	64.75㎡
	県民活動コーナー、展示スペース	59.50㎡
	管理用事務室、宿直室	26.55㎡
	災害用備蓄倉庫（※県管理）	60.26㎡
	その他（宿直室、売店、各控室、ゴミ置場等）	—
共用部（男女トイレ、多機能トイレ、授乳室、給湯室、休養室、倉庫等）		
附属棟（車庫棟 128.04㎡、受水槽 6.00㎡）		
駐車場 35台（うち障害者等用駐車区画 5台）		

(5) 開館時間及び休館日等

- ① 会議室・研修室：開館時間 午前9時から午後9時まで
休館日 年末年始（12月29日から1月3日まで）
- ② 福祉情報センター：開館時間 午前9時から午後5時まで
休館日 毎週月曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

(6) 施設利用者数

	研修室 A	研修室 B	研修室 C	研修室 D	小会議室 1	小会議室 2	中会議室 1	中会議室 2	大会議室
R 5	23,633	24,339	20,610	3,764	3,297	2,128	3,901	3,534	8,519
R 6	22,326	21,100	16,748	6,777	3,357	2,256	3,733	4,436	14,113

(7) 収支状況

別記1「社会福祉センターの収支状況」のとおり。

2 指定管理者の業務の範囲

(1) 施設等の運営に関する業務

- ① 研修、会議等のための施設の提供（利用の承認、使用料の収受など）
② 社会福祉に関する情報の提供（福祉関連情報の発信、図書・映像資料等の貸出など）
③ 施設の案内、広報、ホームページ等の開設・管理に関する業務
④ 入居団体等との連絡調整

(2) 施設等の管理に関する業務

社会福祉センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務

(3) 大規模災害発生時における業務

- ① 帰宅困難者の一時滞在施設の設置・管理・運営に関する業務
② センター内に千葉県災害福祉支援チーム本部等が設置される場合の補助業務等（施設の開錠、設置期間中の建物の管理等）

(4) その他、社会福祉センターの設置目的の達成や、役割を果たすために知事が必要と認める業務

3 業務の基準

(1) 社会福祉センターの管理運営を行うに当たっては、次の関係法令等の規定を遵守すること。

- ① 千葉県社会福祉センター設置管理条例、千葉県社会福祉センター管理規則
② 労働基準法、最低賃金法及び健康保険法等の労働関係諸法令
③ その他関連法規

なお、指定管理者が社会福祉センターの利用者に対して行う許可その他の処分には、千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）が適用されるので留意すること。

(2) 指定管理者は、「指定管理者の業務の範囲」に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）のほか、社会福祉センターの施設内において、「2 指定管理者の業務の範囲」に該当する業務以外の業務であり、使用料・利用料金以外の費用を利用者等から徴して行う、施設のサービス向上に資する事業（以下「自主事業」という。）を実施することができる。自主事業については事業計画書に実施内容を記載するとともに、必要に応じて行政財産の目的外使用許可を得ること。

- (3) 事業計画書提出後に新たな事業を企画・実施するなど事業計画を変更する場合、実施内容や利用者から徴収する料金等について、事前に県への協議を行うこと。
- (4) 社会福祉センターの管理の業務（自主事業を含む）の経理は、指定管理者が実施する他の事業と明確に区分し、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備すること。また、県が必要と認めるときは、その報告や実地調査に誠実に応じること。
- (5) 社会福祉センターの指定管理者が作成し、又は取得した文書（社会福祉センターの管理の業務に係るものに限る。以下「管理文書」という。）は、千葉県情報公開条例（平成 12 年千葉県条例第 65 号）に規定する行政文書に準ずるものとして適正に管理を行うこと。
- なお、指定管理者は、管理文書の分類、保存及び廃棄に関する基準その他管理文書の管理に関し、必要な事項を年度毎に定め、県に報告し了承を得るものとする。（管理開始年度の基準等については、指定管理者になる団体が管理開始日の 7 日前までに県に報告し了承を得る。）
- (6) 指定管理者が保有する管理文書について、知事に対し個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年千葉県条例第 37 号）に基づく個人情報の開示の請求又は千葉県情報公開条例に基づく行政文書の開示の請求があった場合において、知事からこれらの請求に係る管理文書の提出を求められたときは、これに応ずること。
- (7) 指定管理者（個人情報の保護に関する法律第 16 条第 2 項に規定する「個人情報取扱事業者」に該当するものを除く。）は、社会福祉センターの管理の業務に係る個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に取り扱うこと。
- (8) 指定管理者が行う社会福祉センターの利用者に対する各種の指導については、千葉県行政手続条例第 4 章の規定の適用はないが、指定管理者は、これらの指導に当たっては、県の機関に準ずるものとして、同章の趣旨にのっとり適切に行うこと。
- (9) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (10) 省資源や省エネルギーの推進など、「千葉県庁エコオフィスプラン」の趣旨に基づいた取り組みを実施すること。
- (11) 施設利用の予約について、令和 8 年度中にオンラインシステムによる申込み及び利用決定を行うようにすること。
- また、利用料金についても、令和 8 年度中にキャッシュレス決済（オンラインでの決済を含む。）を導入すること。
- (12) 消防法令の規定により、防火管理者の配置及び所定の手続き等を行うこと。
- (13) 指定管理者が行う業務の詳細については、社会福祉センター管理業務仕様書によること。

4 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月末日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは指定を取り消すことがあります。

5 応募

(1) 応募資格

法人その他の団体（個人での応募はできません。）又はそのグループであって、次の全ての条件を満たすものとしします。

- ① 千葉県内に事務所（緊急時に迅速かつ適切な対応をとれる体制を有すること。）を置く、又は置こうとする法人又は団体。
- ② 会社更生法、民事再生法等による手続をしている団体でないこと。
- ③ 法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税を滞納していないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、本県から入札参加資格を取り消されていないこと。
- ⑤ 募集開始の日から選定委員会による指定管理者（候補者）選定までの間に本県から入札参加資格を停止されていないこと。
- ⑥ 2 年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）
- ⑦ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑧ 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。

イ 役員が暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。

エ 役員が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

オ 役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

（2）グループ応募

社会福祉センターのサービスの向上並びに業務の効率的な実施を図る上で必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合は、次の事項に留意して申請してください。

- ① グループにより申請をする場合は、グループの名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。なお、代表となる法人等以外は、当該グループの構成団体として扱います。

また、代表となる法人等又は構成団体の変更は認めません。

- ② グループ応募については、グループ（共同体）応募届（様式第 4 号）、グループ（共同体）構成団体業務分担表（様式第 5 号）、グループ（共同体）協定書（様式第 6 号）を提出してください。

- ③ グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

6 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。また、申請書に記載漏れや添付書類の不足等、形式的な不備がある場合は、数日程度の期限を定めて補正を指示することがあるので、速やかに対応してください。

(1) 指定申請書（千葉県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成16年千葉県規則第52号）別記様式、押印不要）

(2) 事業計画書（様式第1号）

(3) 関係書類

① 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類

② 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他、団体の業務の内容を明らかにする書類

③ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

④ 法人の登記事項証明書及び印鑑証明書（法人のみ）

⑤ 団体の役員名簿及び役員の履歴書

⑥ 法人税、消費税及び地方消費税、千葉県税、市町村税（本店及び県内事業所にかかるもの）の各納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、県税及び市町村税を滞納していないことが確認できるもの）

・法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書（その3の3）

・千葉県税は、県税事務所発行の納税証明書（第40号様式その2）

なお、千葉県内に事業所がある法人の場合、千葉県税の完納情報提供に関する同意書（様式第2号）を提出することにより、県税事務所発行の納税証明書の提出を省略することができます。（同意書に基づき、千葉県健康福祉部健康福祉指導課が千葉県税の納付状況を確認します。）ただし、納付状況の確認日時点で未納税額がある場合は、県税事務所発行の納税証明書の提出を求めることがあります。

・市町村税の納税証明書（様式名は各市町村へお問い合わせください）

⑦ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）

⑧ 障害者雇用状況報告書の写し（今年度公共職業安定所長に提出した、受付印があるもの。ただし、インターネット経由で提出した場合、受付印は不要。）。なお、公共職業安定所長への提出義務のない事業主については、障害者雇用状況報告書（様式第3号）。

⑨ 厚生労働省が所管する事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト「スタートアップ労働条件」のWEB診断結果

⑩ 2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けている場合、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであることを証する書類

⑪ グループによる応募に当たっては、グループ構成員となる全ての法人等の上記関係書類に加え、次の書類を提出してください。

・グループ（共同体）応募届（様式第4号）

・グループ（共同体）構成団体業務分担表（様式第5号）

・グループ（共同体）協定書（様式第6号）

(4) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本10部（副本は複写可）とします。

7 管理運営経費等

(1) 管理運営経費

社会福祉センターセンターの管理業務に係る千葉県負担（指定管理料）については、消費税及び特別地方消費税込みの額で、以下の5年間の総額が参考金額以内となるように申請の際の事業計画、収支予算を策定してください。（5年間の総額が参考金額以内であれば、年度別の金額を超える申請も可能です。）

なお、指定管理期間中、指定管理料の積算に影響を及ぼす指定管理業務の変更や、物価水準の大幅な変動等があった場合は、県と指定管理者との協議により指定管理料の額を変更す

ることがあります。

また、危険負担は危険負担表（別記 2）のとおりです。

（参考金額）5 年間の総額：490,872 千円（44,624,725 円）

令和 8 年度	100,216 千円	(9,110,545 円)
令和 9 年度	97,664 千円	(8,878,545 円)
令和 10 年度	97,664 千円	(8,878,545 円)
令和 11 年度	97,664 千円	(8,878,545 円)
令和 12 年度	97,664 千円	(8,878,545 円)

※総額及び年度別の（ ）はうち消費税及び特別地方消費税の額

（2）指定管理料の支払い

事業計画において提示のあった金額に基づき、年度ごとに予算額の範囲内で指定管理者と協議を行い、協定を締結した後、事業計画書に基づき四半期ごとに請求に応じて支払います。

（3）管理口座

社会福祉センターの管理運営に係る収入と支出は、法人等自身の口座とは別の口座で管理してください。

（4）指定期間中の施設の大規模修繕・変更予定

なし

8 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

① 受付期間 令和 7 年 7 月 4 日（金）から令和 7 年 8 月 1 日（金）まで

② 受付方法 質問書（様式第 7 号）に記入の上、電子メールで提出してください。

E-Mail hyoka@mz.pref.chiba.lg.jp

9 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名をあらかじめ連絡してください。

① 開催日時 令和 7 年 7 月 29 日（火） 午後 2 時から 1 時間程度

② 開催場所 社会福祉センター中会議室 1

③ 連絡先

申込書（様式第 8 号）により、電子メールで 7 月 22 日（火）（必着）までにお申し込みください。参加人数は各団体 3 名までとします。

千葉県健康福祉部健康福祉指導課法人指導班

hyoka@mz.pref.chiba.lg.jp

10 申請書提出先及び提出期間

（1）提出先 千葉県健康福祉部健康福祉指導課法人指導班（県庁本庁舎 13 階）

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

TEL 043-223-2351

（2）提出期間 令和 7 年 8 月 15 日（金）から令和 7 年 9 月 5 日（金）まで（県の休日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします。

※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後 5 時までに必着のこと。

※電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

11 選定方法

（1）提出された提案書類をもとに別記 3「審査基準」に沿って、外部有識者等に意見を求めた上で、指定管理者（候補者）選定委員会において候補者を選定します。

- (2) 選定審査において、申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。(時間、場所については申請者に後日連絡します。)
- (3) グループで応募した団体については、選定審査に先立ち、選定委員会において、提出された書類(上記6、(3)関係書類、様式第4号以下)に基づき、グループ化の理由、構成団体の業務・責任分担等の審査を行います。

12 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

13 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

14 選定結果

選定委員会における選定結果の詳細については、令和7年11月上旬頃に千葉県ホームページに掲載します。

15 指定管理者の決定及び協定

- (1) 指定管理者は令和7年12月千葉県議会の議決を経て決定(指定)されます。
- (2) 指定後、県と指定管理者の協議に基づき、管理に関する協定を締結します。

16 スケジュール

公募から管理開始までの主なスケジュールは次のとおりです。

令和7年7月	4日	募集要項公表・配布開始、質問事項受付開始(公募開始)
	7月29日	現地説明会
8月	1日	質問事項締切
	8月15日	申請書受付開始
	9月5日	申請書提出期限(公募終了)
10月	上旬	プレゼンテーション(外部有識者からの意見聴取)
10月	中旬	選定委員会(候補者の審査・選定、選定団体の公表)
11月	上旬	選定結果の公表
12月	中旬	指定管理者の議決
令和8年1月	上旬	指定管理者の指定
	2月～3月	協定書の締結、管理業務の引継ぎ
	4月～	指定管理者による管理開始

17 その他

- (1) 提出書類は必要に応じ複写します。使用は県庁内及び選定委員会等において、選定の検討にあたり県が必要と認めるときに限ります。
- (2) 指定されなかった団体の提出書類は、指定管理者の指定の議決後10日以内に限り、申請者からの請求及び費用負担により原本(正本・副本)を返却します。
- (3) 提出書類(複写物を含む)は情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することがあります。
- (4) 「5 応募(1)⑥」に該当するか否かについて、警察本部に照会を行う場合があります。

別記 1

社会福祉センター収支状況

収入

	令和 5 年度	令和 6 年度
指定管理料	94,215,000	87,787,894
その他収入	—	—
合計	94,215,000	87,787,894

支出

		令和 5 年度	令和 6 年度
人件費		28,673,250	32,141,707
	給与・手当	21,822,512	24,439,835
	法定福利費	2,924,787	2,913,107
	その他（交通費等）	3,925,951	4,788,765
事業費		51,052,477	47,694,827
	消耗品費	1,640,186	929,126
	光熱水費	13,950,331	16,064,478
	保険料	284,754	243,656
	通信運搬費	855,705	1,023,847
	広報宣伝費	800,731	152,130
	書籍購入費	3,239,442	1,052,013
	使用料・賃借料	1,414,824	1,687,258
	委託費	25,497,276	25,528,453
	修繕費	383,900	0
	OA 環境整備費	1,091,789	89,100
	その他	1,893,539	924,766
一般管理費		9,358,484	7,980,718
合計		89,084,211	87,817,252

危険負担表

種類	内容	負担者	
		県	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（県→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
施設・設備・備品の損傷に対する修繕	経年劣化によるもの（極めて小規模なもの（1件あたりの修繕額が10万円未満（消費税及び地方消費税を含む）のもの。但し、税法上の資本的支出に該当しない範囲内に限る。））		○
	〃（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（極めて小規模なもの（1件あたりの修繕額が10万円未満（消費税及び地方消費税を含む）のもの。但し、税法上の資本的支出に該当しない範囲内に限る。）		○
	〃（上記以外）	○	
資料等の損傷	管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（極めて小規模なもの（1件あたり10万円未満（消費税及び地方消費税を含む）のもの）		○
	〃（上記以外）	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備により情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

※危険負担表については、原則として上記表の（例）によることとするが、施設の事業内容等に応じて必要な修正を行う。施設・設備・備品・資料等の損傷に対する負担の額については、施設ごとの状況に応じて定めること。

センター指定管理者審査基準

【必須項目の審査】

- ・「1点」を標準とし、優れたものについては特に加点。各項目とも3点満点。
- ・標準に満たない場合は0点。意見聴取した外部有識者等の過半数が0点を付けた審査内容があり、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	確認事項
事業計画書の内容が県民の平等な利用を確保することができるものであるか (指定手続条例第3条第1号)	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	施設の設置目的を理解しているか	3	事業計画書1. (1)
		県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか	3	
		経営理念やコンプライアンスの取組等、団体の経営モラルは適切か	3	
	平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果	事業内容等が一部の県民、団体に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか	3	
		要配慮者への対応は適切か	3	
個人情報等の取扱は適正か	個人情報・データ保護の取組	個人情報・データ保護のための適切な措置がとられているか	3	事業計画書1. (2)
小 計			18	

【一般項目の審査】

- ・外部有識者等の評点を集計した結果、合計点が60点を下回り、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

選定基準	審査項目		審査内容	配点	確認事項
事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に効果的に効率的に発揮させるものであるか。(指定手続条例第3条第2号)	サービス面	利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果	年間の広報計画及び利用者増加への取組内容は適切か	5	事業計画書2. (1)
			地域、関係機関、ボランティア等との連携が図れているか	3	事業計画書2. (2)
		サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果	サービスの向上のための取組内容は適切か	10	事業計画書2. (3)
			施設等の運営に関し、利用者のニーズや社会的背景を踏まえた提案内容となっているか	3	事業計画書2. (4)
			施設の設備や機能を活用した提案内容となっているか	3	
			自主事業の提案は、公の施設の設置目的の達成に資するものとなっているか。また、指定管理業務を妨げない範囲となっているか	3	事業計画書2. (5)

		施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	施設、備品の管理や安全管理は適切か	5	事業計画書 2.（6）
			維持管理や安全管理は効率的に計画されているか	3	
		大規模災害発生時における対応の可能性	大規模災害発生時の業務内容の提案は適切か	5	事業計画書 2.（7）
	経費面	管理経費の縮減効果	運営経費の縮減など効率的な施設運営のための考え方や方策はどうか	10	事業計画書 2.（8）
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力（人員、財政的基盤等）を有しているか。（指定手続条例第3条第3号）	団体の安定性	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	収入、支出の積算と事業計画の整合性は図れているか	5	事業計画書 3 収支計画書
			収支計画の実現可能性はあるか	5	収支計画書
			販売費及び一般管理費の額は適正か	3	収支計画書
		安定的な運営が可能となる人的能力	人員配置等管理運営体制は適切か	5	事業計画書 5
			職員採用・確保及び指導育成の方策は適切か	3	事業計画書 2.（9）
		安定的な運営が可能となる財政的基盤	団体の財務状況は健全か	8	財務諸表 各納税証明書
			金融機関、出資者等の支援体制は十分か	3	財務諸表
		類似施設の運営実績等	「公の施設」または「公的施設」の管理運営実績からして、本件施設を良好に管理運営できる可能性はどうか	8	事業計画書 4
その他	その他	広域的な利用の拡大	広域的な利用の拡大に向けた提案は効果的で、かつ実現可能性はあるか	5	事業計画書 2.（10）
		地域への貢献等	地域への貢献等につながる具体的な取組みがあるか	5	事業計画書 2.（11）
		小 計		100	

グループ応募に係る団体審査基準

選定基準	審査項目	審査内容	配点	確認事項
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力（人員、財政的基盤等）を有しているか。 （指定手続条例第3条第3号）	グループで応募する団体に係る 確認事項	グループの設立の経緯は明らかになっているか	10	グループ（共同体）応募届 グループ（共同体）構成団体業務分担表 グループ（共同体）協定書
		グループ応募する必要性・理由は妥当なものか	10	
		構成団体の役割分担及び責任分担は明らかになっているか	10	
		構成団体の人員配置は妥当であるか	10	
		各団体の経費配分は妥当であるか	10	
小 計			50	

※各項目の必要点数は5点以上とし、かつ、合計の点数が35点以上で適格とする。

資料 1

○千葉県社会福祉センター設置管理条例

令和三年十月十九日条例第三十四号

千葉県社会福祉センター設置管理条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定により、千葉県社会福祉センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 県は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四条第二項に規定する地域住民等（以下「地域住民等」という。）に対し、その相互の連携の確保、社会福祉を目的とする事業及び社会福祉に関する活動（災害時における福祉的支援を含む。以下「社会福祉を目的とする事業等」という。）への県民の参加の促進、社会福祉を目的とする事業等に従事する人材の養成等その他社会福祉を目的とする事業等の推進のための施設を提供することにより、本県社会福祉の増進を図るため、千葉県社会福祉センター（以下「センター」という。）を千葉市中央区千葉港四番五号に設置する。

(業務)

第三条 センターの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 研修、会議等のための施設の提供
- 二 社会福祉に関する情報の提供
- 三 その他センターの設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、センターの管理を、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(業務の範囲)

第五条 指定管理者が行う業務の範囲は、第三条各号に掲げる業務とする。

(利用の対象者)

第六条 センターの研修室その他の施設のうち規則で定める施設（以下「研修室等」という。）を利用することができる者は、社会福祉を目的とする事業等の推進のために利用する地域住民等とする。ただし、当該地域住民等の利用を妨げない範囲内で当該地域住民等以外の者も利用することができる。

(利用の承認)

第七条 研修室等を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認には、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不承認)

第八条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、研修室等の利用を承認しないことができる。

- 一 その利用が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 その利用が、センターの設置の目的に反すると認められるとき。
- 三 その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第九条 指定管理者は、第七条第一項の規定による利用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又はその承認に係る利用を制限することができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 第七条第二項の規定による利用の条件に違反したとき。
- 三 虚偽の申請その他不正の手段により第七条第一項の規定による利用の承認を受けた事実が明らかになったとき。
- 四 その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(管理の基準)

第十条 この条例に定めるもののほか、指定管理者が行う管理の基準については、規則で定める。

(使用料)

第十一条 センターの研修室及び会議室並びにこれらの附帯設備を利用する者は、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。

(知事による管理)

第十二条 知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定

を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第四条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時にセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

- 2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務に研修室等の利用の承認が含まれるときに限る。）における第七条から第九条までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第七条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。
- 3 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

（委任）

第十三条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（令和四年十月規則第七十八号で、同五年四月一日から施行）

（使用料及び手数料条例の一部改正）

- 2 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第二千葉県日本コンベンションセンター国際展示場設置管理条例（平成元年千葉県条例第三号）に基づくものの項の次に次のように加える。

千葉県社会福祉センター設置管理条例（令和三年千葉県条例第三十四号）に基づくもの	研修室等使用料	研修室A	地域住民等が社会福祉を目的とする事業等の推進のために利用する場合	一回につき	午前九時から午前十二時まで 午後一時から午後五時まで 午後六時から午後九時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで	八千四十円 一万七千二百円 八千四十円 一万八千七百六十円 二万六千八百円
			その他の場合	一回につき	午前九時から午前十二時まで 午後一時から午後五時まで 午後六時から午後九時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで	一万六千八十円 二万四千四百四十円 一万六千八十円 三万七千五百二十円 五万三千六百円
		研修室B	地域住民等が社会福祉を目的とする事業等の	一回につき	午前九時から午前十二時まで	七千三百円

	推進のために利用する場合		午後一時から午後五時まで 午後六時から午後九時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで	九千七百四十円 七千三百円 一万七千四十円 二万四千三百四十円
	その他の場合	一回につき	午前九時から午前十二時まで 午後一時から午後五時まで 午後六時から午後九時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで	一万四千六百十円 一万九千四百八十円 一万四千六百十円 三万四千九十円 四万八千七百円
研修室C	地域住民等が社会福祉を目的とする事業等の推進のために利用する場合	一回につき	午前九時から午前十二時まで 午後一時から午後五時まで 午後六時から午後九時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで	八千七百円 一万千六百円 八千七百円 二万三百円 二万九千円
	その他の場合	一回につき	午前九時から午前十二時まで 午後一時から午後五時まで 午後六時から午後九時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで	一万七千四百十円 二万三千二百十円 一万七千四百十円 四万六百二十円 五万八千三十円

研修室D	地域住民等 が社会福祉 を目的とす る事業等の 推進のため に利用する 場合	一回につき	九時まで 午前九時 から午前 十二時ま で 午後一時 から午後 五時まで 午後六時 から午後 九時まで 午前九時 から午後 五時まで 午前九時 から午後 九時まで	六千四百六十円 八千六百二十円 六千四百六十円 一万五千八十円 二万五千四百四十円
	その他の場 合	一回につき	午前九時 から午前 十二時ま で 午後一時 から午後 五時まで 午後六時 から午後 九時まで 午前九時 から午後 五時まで 午前九時 から午後 九時まで	一万二千九百三十円 一万七千二百四十円 一万二千九百三十円 三万百七十円 四万三千百円
大会議室	地域住民等 が社会福祉 を目的とす る事業等の 推進のため に利用する 場合	一回につき	午前九時 から午前 十二時ま で 午後一時 から午後 五時まで 午後六時 から午後 九時まで 午前九時 から午後 五時まで 午前九時 から午後 九時まで	九千二百五十円 一万二千三百四十円 九千二百五十円 二万五千五百九十円 三万八百四十円
	その他の場 合	一回につき	午前九時 から午前 十二時ま で 午後一時 から午後 五時まで 午後六時 から午後 九時まで	一万八千五百十円 二万四千六百八十円 一万八千五百十円

			午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで	四万三千百九十円 六万七千七百円
中会議室一	地域住民等が社会福祉を目的とする事業等の推進のために利用する場合	一回につき	午前九時から午前十二時まで 午後一時から午後五時まで 午後六時から午後九時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで	五千二百四十円 六千九百八十円 五千二百四十円 一万二千二百二十円 一万七千四百六十円
	その他の場合	一回につき	午前九時から午前十二時まで 午後一時から午後五時まで 午後六時から午後九時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで	一万四百八十円 一万三千九百七十円 一万四百八十円 二万四千四百五十円 三万四千九百三十円
中会議室二	地域住民等が社会福祉を目的とする事業等の推進のために利用する場合	一回につき	午前九時から午前十二時まで 午後一時から午後五時まで 午後六時から午後九時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで	四千六百七十円 六千二百二十円 四千六百七十円 一万八百九十円 一万五千五百六十円
	その他の場合	一回につき	午前九時から午前十二時まで 午後一時	九千三百四十円 一万二千四百五十円

				から午後五時まで 午後六時から午後九時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで	九千三百四十円 二万七千七百九十円 三万一千三百三十円
	小会議室一 小会議室二	地域住民等が社会福祉を目的とする事業等の推進のために利用する場合	一回につき	午前九時から午前十二時まで 午後一時から午後五時まで 午後六時から午後九時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで	二千四百七十円 三千二百九十円 二千四百七十円 五千七百六十円 八千二百三十円
		その他の場合	一回につき	午前九時から午前十二時まで 午後一時から午後五時まで 午後六時から午後九時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで	四千九百四十円 六千五百九十円 四千九百四十円 一万五千三百三十円 一万六千四百七十円
附帯設備使用料	舞台設備		一回につき		一万千円以内の範囲において規則で定める額
	照明器具		一回につき		五千円以内の範囲において規則で定める額
	音響装置		一回につき		六千円以内の範囲において規則で定める額
	映写設備		一回につき		一万千円以内の範囲において規則で定める額

資料 2

○千葉県社会福祉センター管理規則

令和四年十二月二十八日規則第八十九号

千葉県社会福祉センター管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県社会福祉センター設置管理条例(令和三年千葉県条例第三十四号。以下「条例」という。)第六条、第十条及び第十三条の規定により、千葉県社会福祉センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の告示)

第二条 知事は、条例第四条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(利用の対象者等の定めのある施設)

第三条 条例第六条の規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- 一 研修室
- 二 会議室
- 三 講師控室
- 四 附帯設備

(利用の申込み)

第四条 条例第七条第一項の承認を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に、指定管理者が定める申込書を指定管理者に提出しなければならない。

- 一 社会福祉を目的とする事業等の推進のために利用する地域住民等 利用を開始しようとする日(以下「利用の日」という。)前三月の日の属する月の初日から利用の日の三日前まで
- 二 前号に掲げる者以外の者 利用の日前一月の日の属する月の初日から利用の日の三日前まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、同項に規定する期間以外であっても同項の申込書を受け付けることができる。

(利用の承認)

第五条 指定管理者は、条例第七条第一項の承認をしたときは、承認書を申込者に交付するものとする。

(利用の取消し及び変更)

第六条 前条の規定によりセンターの研修室等の利用の承認を受けた者は、当該承認に係る研修室等の利用の全部若しくは一部を取り消し、又はその利用の目的若しくは方法を変更しようとするときは、指定管理者が定める届出書により直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(開館時間)

第七条 センターの開館時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 福祉情報センター 午前九時から午後五時まで
- 二 前号に掲げる施設以外の施設 午前九時から午後九時まで

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、知事の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第八条 センターの休館日は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 福祉情報センター 次に掲げる日

イ 定期休館日 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

ロ 年始休館日 一月一日から三日まで

ハ 年末休館日 十二月二十九日から三十一日まで

ニ 臨時休館日 特別の事情により、指定管理者が休館を必要と認めて、知事の承認を受けて定めた日

- 二 前号に掲げる施設以外の施設 同号ロからニまでに掲げる日

2 前項の休館日であっても、指定管理者が特に必要と認めた場合は、知事の承認を受けて、センターの全部又は一部を開館することができる。

(知事が管理する場合の特例)

第九条 条例第十二条第一項の規定により知事がセンターの管理の業務の全部又は一部を行う場合において、当該業務に第四条から第六条まで、第七条第二項又は前条に規定する業務のいずれかが含まれるときにおけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「指定管

理者」とあるのは「知事」と、同項中「知事の承認を受けて、開館時間」とあるのは「開館時間」と、同条第一項第一号ニ中「、知事の承認を受けて定めた日」とあるのは「定めた日」と、同条第二項中「知事の承認を受けて、センター」とあるのは「センター」とする。

- 2 条例第十二条第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行う場合であつて、当該業務に第四条に規定する業務が含まれるときにおいては、知事が当該業務を行うこととなった日において現に同条第一項の規定により指定管理者に対して行っている利用の申込みは、当該日以後においては、前項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により知事に対して行っている利用の申込みとみなす。
- 3 条例第十二条第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合においては、指定管理者が当該業務を行うこととなった日において現に第一項の規定により読み替えて適用する第四条第一項の規定により知事に対して行っている利用の申込みは、当該日以後においては、同項の規定により指定管理者に対して行っている利用の申込みとみなす。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第二条の規定による指定管理者の指定をした旨の告示は、この規則の施行前においても行うことができる。